

令和4年10月からの 基準利率

—退職等年金給付—

令和4年10月～令和5年9月 **0.02%** (年利)

基準利率は、前年度の国債の利回り等を基準に毎年10月に改定されますが、本年10月より0.00%から0.02%に引き上げられます。

なお、基準利率を算定基礎とする**終身年金現価率**及び**有期年金現価率**も変更となります。

基準利率や**終身年金現価率**及び**有期年金現価率**については、地方公務員共済組合連合会ホームページ「年金関連情報 → 年金財政関係 → 年金払い退職給付(退職等年金給付) → 地共連の定款で定める事項(基準利率等)」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

上記記事に関するお問い合わせは

年金課 ☎028-615-7817

育児・介護休業手当金の 給付上限相当額変更のお知らせ

給付上限相当額

育児休業手当金及び介護休業手当金の算定基礎となる給付日額に設けられている給付上限相当額が変更されました。

変更日

令和4年8月1日から

| 給付名 | 給付割合 | 給付上限相当額 |
|---------|----------------------|-----------------------|
| 育児休業手当金 | 67/100 (休業期間が180日まで) | 13,878円 (7月まで13,722円) |
| | 50/100 (休業期間が181日以降) | 10,356円 (7月まで10,240円) |
| 介護休業手当金 | 67/100 | 15,266円 (7月まで15,102円) |

見込証明での被扶養者認定について

雇用形態の変更や転職等により、その後の収入が基準額未満であると見込まれる場合は、就労先から3か月分の給与の見込みが基準額未満であることの証明を受けることで扶養認定することができます。

ただし、後日、証明を受けた3か月分の給与明細書の提出が必要です。

なお、基準額以上であることが判明した場合は、さかのぼって扶養認定を取消すこととなりますのでご注意ください。

上記記事に関するお問い合わせは

保健課 ☎028-615-7816